令和6年度農林土木工事等の積算基準の改正について

令和6年5月福島県農林技術課

令和6年7月から適用する積算基準の主な改正は次のとおりです。 これらの改正については、**令和6年7月1日以降に起工する工事、業務か**

<u>ら適用</u>します。 なお、農林土木工事における現場管理費率及び地質調査業務の諸経費率の 改正については、すでに令和6年4月1日以降に起工する工事、業務から適

I 働き方改革に取り組める環境整備

用しています。

1. 「週休2日確保モデル工事」試行要領【農林共通】 実態調査結果を踏まえ、補正係数を改定します。 なお、4週6休以上、4週7休以上の補正係数は廃止します。

【改定後】

費目	4週8休以上【農】	4 週 8 休以上【林】
労務費	1.02	1.05
機械経費 (賃料)	1.02	1.04
共通仮設費率	1.02	1.04
現場管理費率	1.05	1.06

※市場単価及び土木工事標準単価についても4週8休以上の場合は、単 価毎に補正を行います。

2. 快適トイレの設置に関する運用【農林共通】

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取組として、快適トイレ導入時に配慮すべき事項を定めました。また、「同一地区内で施工箇所が点在する工事」の取扱い等を定めました。

3. 土地改良事業における現場環境改善費【農】 実態調査結果を踏まえ、経費率を改定します。

費目	対象額	現行	改定後
現場環境改善費	5億円 以下の場合	261.7·Pi ^{-0.3279}	203.6·Pi ^{-0.3077}
	5億円を 超える場合	0.37	0.43

Ⅱ 円滑な施工体制の確保

1. 大規模災害における復興係数 (継続) 【農林共通】 実態調査結果を踏まえ、補正率を継続します。

費目	補正率	
共通仮設費	1.5	
現場管理費	1.2	

※東日本大震災の被災地で適用する土木工事等標準歩掛(復興歩掛)及び東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正については、4月1日起工分から廃止としています。

2. 中山間地域における諸経費の補正【農】

実態調査結果を踏まえ、中山間地域における諸経費の補正係数を改定します。

費目	現行	改定後
共通仮設費	1.1	1.2
現場管理費	1.0	1.1

3. 共通仮設費率の改定【林】

治山・地すべり防止工事及び道路工事における共通仮設費率の算定方法 を改定します。